

パレジョブは、知的財産権で守っています。(知的財産権とは著作権・商標権・意匠権を指す) 著作権と商標権指定役務に「名前」と「方法」の両方についての権利を表示しています。以下

出典：特許庁ウェブサイト ([商標権侵害への救済手続 | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](https://www.jpo.go.jp))

商標権とは

商標権者は、設定の登録から10年間(ただし、存続期間は更新することができます。)の存続期間内において、商標登録出願に係る商標を使用する商品または役務(「指定商品」または「指定役務」と言います。)について、登録商標を使用する権利を専有しています。そこで、登録商標と同一の指定商品・指定役務に登録商標を使用する行為は商標権の侵害とされます。また、さらに指定商品・指定役務に同一もしくは類似する商品・役務に登録商標に類似する商標を使用する行為または指定商品・指定役務に類似する商品・役務に登録商標を使用する行為も侵害とみなされます。

さらに、商標権の保護を実効性あるものとするべく、類似商標を付した指定商品の包装を譲渡のために所持する行為など、直接侵害の予備的な行為も侵害とみなされます。

商標権の侵害にあたるかどうかの判断

このように、指定商品・指定役務に類似する商品・役務に、登録商標または登録商標に類似する商標を使用する行為も商標権の侵害とみなされるため、商標権侵害にあたるかどうかの判断においては、多くの場合、商標の類似や、商品・役務の類似が問題とされます。

そして、商品・役務の類似性については、取引の実情を考慮して、商品・役務に標章を付した場合に、出所の混同が生じるか否かによって判断されており、裁判例においては登録商標についての「建物の売買」という指定役務と分譲マンションという商品の類似性を認めたものなどがあります。

さらに、商標の類否の判断にあたっては、商標の見た目(「外観」と言います。)・読み方(「称呼」と言います。)・一般的な印象(「観念」と言います。)の類似性の検討に加え、取引の実情を考慮して、総合的に出所混同の恐れがあるかどうかを、取引者や一般の需要者が商品購入時に通常払うであろう注意の程度を基準として判断します。

裁判例において、外観が類似しているとされた例としては、「制糖」の文字と小用をしている子供および蟻の図形から構成される登録商標は、「日糖協 制糖茶」の文字と同様の図形から構成される商標と類似しているとされた例があります。

また、称呼が類似しているとされた例としては、「SCIENCE DIET」と「SUNACE DIET」(サンエース ダイエット)の

商標が類似しているとされた例があります。

さらに、観念が類似しているとされた例としては、「夢二」と縦書きした商標は、「竹久夢二」の商標と類似するとされた例などがあります。

なお、外観、呼称、観念が個別的には類似しない場合であっても、具体的な取引状況によっては、これらの基準の総合的な類似性の有無を判断すべきとされることがあり、全体的観察をすると、頭皮用育毛剤などに付されていた「木林森」は化粧品等を指定商品とする「大森林」と類似するとされた例もあります。

意匠権の侵害とは

意匠権者は、意匠出願から25年間の存続期間において、登録意匠またはこれに類似する意匠を独占的に実施することができます。従って、意匠権者から実施を許諾されていないにもかかわらず、第三者が業として（個人的または家庭内での利用を除くという趣旨です。）登録意匠またはそれに類似する意匠を製造・販売等を行った場合には、意匠権の侵害となります。

意匠権の侵害にあたるかどうかの判断

登録意匠の内容は、意匠登録出願の際に提出した願書および添付した図面の記載そのものになります。ただし、意匠権の権利範囲は登録意匠のみならずこれに類似する意匠にまでおよぶため、意匠権の侵害にあたるかどうかを判断する際には、意匠の類否（類似するか否か）が問題となります。具体的な類否判断にあたっては、（1）両意匠の全体的な構成態様と具体的な構成態様、および（2）両意匠の要部（創作が特徴的な部分、その物品の使用時によく目に付く部分等）を認定したうえで、両意匠を対比した結果、（3）両意匠の要部の態様が共通している場合や、（4）要部に差異があってもそれが微差であったり、周知のありふれた態様であったりする場合には、両意匠は類似すると判断されるのが、一般的です。

著作権の侵害とは

著作権は、著作者が、その著作物について、その保護期間（原則として著作物の創作時に始まり、著作者の死後70年を経過するまでの間）内において、独占的に、複製や翻訳、翻案、公衆送信などの法定の行為を行うことができる権利です。したがって、著作者の許諾を受けることなく著作物を複製したり、翻訳・翻案などを行ったりすれば、原則として著作権侵害となります。このことは著作物の全部ではなく、部分であっても同様です。

著作権の侵害にあたる海賊版かどうかの判断

「海賊版」と言われるものは、主に著作物の「複製権」や「公衆送信権」を侵害しているものです。すなわち、著作者の許諾を受けることなく著作物をコピーして譲渡・販売したり、インターネット上にアップロードしたりする行為がこれにあたります（なお、海外で作成されたものである場合には、無断で翻訳された翻訳権侵害品であることもあります。）。

不正競争防止法違反とは

不正競争防止法違反とは、不正競争防止法第2条第1項所定の不正競争行為に該当する行為であり、知的財産権の観点からは、具体的には、周知な商品等表示を使用して商品や営業主体を誤認させる行為、他人の著名表示の不正使用行為、他人の商品の形態を模倣したデッドコピー品の販売等がこれにあたります。

また、この他、営業秘密の不正な取得・使用・開示行為、技術的制限手段を迂回する装置・サービスの提供行為、他人の商品等表示と同一・類似するドメイン名を図利加害目的で不正に取得・使用する行為、商品の原産地や品質・サービスの内容などの誤認行為、信用毀損行為、およびパリ条約同盟国・WTO加盟国などの商標に関する権利者の日本国内における代理人等がその商標を無断で使用する行為も不正競争防止法に違反する行為です。